

令和8年度大阪府相談支援従事者初任者研修（2日課程）募集要項

本研修は、社会福祉法人 大阪府障害者福祉事業団が、大阪府からの指定を受け（指定番号2）、厚生労働省の定めた「相談支援従事者研修事業実施要綱」及び大阪府の定めた「大阪府相談支援従事者研修事業者実施要領」に基づいて実施するものです。

1 目的

ケアマネジメントの基本姿勢及び地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の習得を目的とします。

2 受講対象者

サービス管理責任者または児童発達支援管理責任者として従事しようとする者。

※全体講義は講義映像をWEB配信します。視聴可能な端末及びインターネット環境が準備できることが必須となります。

3 定員 600名

4 指定研修事業者・募集期間等

事業者名	四天王寺福祉事業団 (指定番号4)	大阪府障害者福祉事業団 (指定番号2)	大阪府社会福祉事業団 (指定番号1)	大阪市障害者福祉・ スポーツ協会 (指定番号3)
募集期間	令和8年2月19日 ～3月6日	令和8年4月7日(火) ～4月22日(水)	令和8年7月上旬 ～7月中旬	令和8年11月4日 ～11月20日
研修期間	令和8年5月28日 ～6月11日	令和8年6月22日(月) ～6月29日(月)	令和8年10月中旬 (予定)	令和9年2月12日 ～2月24日

5 研修日時・実施方法

研修は下記の期間、方法で開催します。

1 目 目	全体講義	実施方法：Web配信による講義視聴（当法人HPからリンク） 配信期間：令和8年6月22日（月）9：00～6月29日（月）17：00（期間中は夜間も視聴可能） 内 容：10講義（13時間程度）
2 目 目		※配信期間中に全て視聴し、期日までに 全体講義レポート （様式指定）を送付していただきます

※WEBサイトへの接続方法等については、受講決定者にテキストと一緒に送付します。配信は長時間の動画視聴となりますので、Wi-FiもしくはLANケーブル接続環境での視聴を推奨します。なお、環境の整備及びデータ通信費用については受講者でご負担ください。

※配信期間中に全講義の視聴が可能であることを前提にお申込みください。配信期間を過ぎると一切視聴できませんのでご注意ください。

※全体講義レポートはメールまたはFAXでのご提出となります。詳しくはテキストに同封の書類にてお知らせいたします。

6 申込みの流れ

1 準備

- ①当法人ホームページの「学則」「募集要項」「申込手順」「Q&A」をご確認ください。
- ②別紙1「**推薦書（2日課程）**」（以下「**推薦書**」）を当法人ホームページよりダウンロードしてください。
- ③**推薦書**に記入・押印してください。
 - ・推薦欄は、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として配置予定事業所の法人の記入と押印（法人公印）が必要です
 - ・個人での申し込みなど推薦が得られない場合も**推薦書**が必要です（推薦欄以外の欄のみ記入）
- ④記入・押印した「**推薦書**」をPDF・JPEG等にデータ化してください（ファイル名は『申込者氏名_推薦』）。

※やむを得ない事由のため、一人目のサービス管理責任者等としてすでに配置されているまたは配置予定の方は、指定権者が承認したことがわかる（**指定権者の押印済み**）変更届出書等もデータ化してください（ファイル名は『申込者氏名_届出書』）。

2 「申込フォーム」に必要事項を入力の上、「推薦書」を添付し、データを送信してください。

- ※推薦法人代表者は「申込フォーム」の入力内容に間違いのないか確認してください。
- ※「@sfj-osakanet」からのメールを受信できるように確認、設定をしてください。
- ※他法人の**推薦書**様式での申し込みや**推薦書**の添付がない等の場合は無効となり不受理となります。
- ※間違ったファイルを添付して申し込んだ場合も不受理となりますのでご注意ください。
- ※法人公印の押印もれや画像が鮮明でない等、推薦が確認できない場合は個人申し込みとなります。

『送信』ボタンを押下後申込が受付されるとすぐに、ご入力いただいたメールアドレスに自動送信メールが届きますので、受付番号と入力した内容を必ずご確認ください

（迷惑メールフォルダやゴミ箱に自動的に振り分けられている可能性がありますのでご注意ください）

受付締切日時：令和8年4月22日（水）16：30

- ※送信が完了していても、記入・入力に不備等がある場合、申し込みは無効となり不受理となります。
- ※先着順ではございません。また、申込期日を過ぎた場合の受付は一切できません。

7 受講者の決定及び通知

- ※受講の可否については、申込時にご入力いただいた**メールアドレスへ5月20日（水）に通知予定**です。
- ※選考結果の理由等は一切お答えできませんのでご了承ください。
- ※**5月22日（金）**を過ぎてもメールが届かない場合は、研修事務局へお問合せください。

8 受講費用 15,400円（非課税）

- ※振込先等は、受講決定者へのメール（ご入力いただいたメールアドレス）にてご連絡します。
- ※納付済の受講料については、いかなる理由があっても返金いたしませんのでご了承ください。
- ※領収書の発行はいたしません。銀行・郵便局からのお振込み控えをもって、領収書に代えさせていただきます。
- ※振込手数料は受講者負担にてお願いいたします。

9 受講者選考について

- ※受講申込者が定員を超えた場合は「大阪府相談支援従事者研修事業者実施要領」に基づき、上位から順番に優先順位をつけて受講を決定します。この場合大阪府内の事業所に配置予定の受講申込者を優先して受講決定し、定員に余裕があれば他府県の事業所に配置予定の受講申込者を受講決定します。

- ※受講者選考は、受講申込者が事業所に配置される状況に基づき決定します。申込フォームの「4. サービス管理責任者・児童発達管理責任者として従事する予定の事業所について」「5. 事業開始および受講申込者のサービス管理責任者等としての配置について」は必ず配置予定の事業所に状況を確認の上、記入してください。
- ※配置予定の法人・事業所から推薦が得られない方は個人申込みとなり、定員に余裕があれば個人申込みの方を優先します。
- ※受講申込者が退職した場合、法人の推薦は取下げとなり、個人申込みの扱いとなります。

■優先順位について 『大阪府相談支援従事者研修事業者実施要領』 抜粋 (①が優先順位高く⑤が低い)

① 指定権者に変更届出書等を提出し、受理されている者

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成 18 年厚生労働省告示第 544 号）及び障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成 24 年厚生労働省告示第 230 号）に定めるやむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠けた事業所に配置されている又は配置される予定者として指定権者に変更届出書等を提出し、受理された者

② 基礎研修修了後、既に1人目サービス管理責任者等が配置されている事業所等に人員基準を満たすため、2人目以降のサービス管理責任者等として当該年度及び翌年度に配置予定の者

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成 18 年厚生労働省告示第 544 号）及び障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成 24 年厚生労働省告示第 230 号）に定めるサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）が配置されている指定障害福祉サービスを行う事業所等において当該サービス管理責任者等に加えて、当該年度に基礎研修を修了する者を配置することにより当該年度及び翌年度の人員基準を満たす者

③ 基礎研修修了後、1人目のサービス管理責任者等として実践研修修了後に配置予定の者のうち、配置予定年度が早い者

当該年度の基礎研修を修了後、6ヶ月以上又は2年以上の相談支援業務又は直接支援業務に従事し、実践研修修了後に1人目のサービス管理責任者等として開設を予定している事業所又は既存の事業所に配置予定の者のうち配置予定年度が早い者（令和5年度以降の落選回数を加味する。）

④ 交代要員

サービス管理責任者等の配置・交代が必要になった場合に備え、資格者を用意しようとする者

⑤ その他

上記以外で受講要件を満たす者については、事業の開始予定年度と実務経験の期間を勘案し優先順位をつけるものとする

10 研修の修了及び修了証書

講義動画を全て視聴し、全体講義レポートを提出された方に修了証書を交付します。

※期日『令和8年7月3日（金）』までにFAXまたはメールにて提出されなかった場合や全体講義レポート内容が不良の場合は修了証書を交付できません。

※全体講義レポートに虚偽が判明した場合は、受講決定や研修修了の取り消し等の措置をとることがあります。

※申込内容に虚偽が判明した場合は、受講決定や研修修了の取り消し等の措置をとることがあります。

11 研修に関するお問合せ先

社会福祉法人 大阪府障害者福祉事業団 研修事務局

- ・住所：〒562-0015 大阪府箕面市稲6丁目15-26
- ・メール：work-shop@sfj-osaka.net
- ・電話：072-729-8660 ※受付時間：土・日・祝を除く 9:15 ~ 17:15
- ・Fax：072-729-8666